

貸金庫規定 (カード式全自動)

第1条 (格納品の範囲)

- (1) 貸金庫には、次の掲げるものを格納することができます。
 - ① 公社債券、株券その他有価証券
 - ② 預金通帳、証書、契約証書、権利書その他重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。
- (3) 貸金庫1個に格納することのできる重量は20kgまでとします。

第2条 (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日まで借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第3条 (使用料)

- (1) 貸金庫の使用料は、1年分を前払いするものとし、毎年4月10日(休業日の場合は翌営業日)に、借主が指定した預金口座から、普通預金、総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻のうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了月までの使用料を月割計算により返戻します。

第4条 (鍵の保管)

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会のうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

第5条 (貸金庫の開閉等)

- (1) 貸金庫の開閉は、借主が、当金庫所定の場所において貸金庫カードを操作機に挿入し届出の暗証番号をボタンにより操作のうえ正鍵を使用して行ってください。
なお、利用終了後は必ず施錠を確認のうえ、操作機の返却ボタンを押してください。
- (2) 代理人による貸金庫の開閉を行う場合には、本人から代理人の氏名及び代理人専用の暗証番号を書面により届出てください。この場合、当金庫は代理人の貸金庫カードを発行します。なお、代理人の貸金庫カードによる貸金庫の利用についてもこの規定を適用します。
- (3) 格納品の出し入れは当金庫所定の場所で行ってください。

第6条 (届出事項の変更等)

- (1) 貸金庫カードまたは届出の印章を失ったとき、または届出印章、名称、代表者、代理人、住所、貸金庫カードの暗証その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を送付した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第7条 (貸金庫カード、印章、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 貸金庫カード、印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する当金庫所定の費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (3) 貸金庫カードを失った場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後におこないます。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

第8条 (損害の負担等)

- (1) 災害、事故、その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、消滅、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第9条（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第10条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第3項各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

第10条（解約等）

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、貸金庫カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、貸金庫カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、紛失届等当金庫所定の手続きが必要です。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明け渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたは、そのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥ 貸金庫カードの改ざん、不正使用など当金庫が貸金庫カードの利用を不相当と認めたとき
- (3) 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明け渡してください。
 - ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図るまたは第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または

当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

- (4) 前三項の明渡しが遅延したときは、延滞損害金として解約日または契約期間満了日の属する月の翌月から明け渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合3条3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明け渡しの日により第3条第1項に準じて自動引落することができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明け渡しに3ヶ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途保管し、もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

第11条（暗証番号照合、印鑑照合等）

- (1) 当金庫の操作機により貸金庫カードを確認し、開庫のための操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して開庫その他の取扱をした場合は、貸金庫カードまたは暗証番号につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
なお、操作機の故障等の場合に、当金庫の窓口において貸金庫カードを確認し、貸金庫開閉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された暗証番号または印影と届出暗証番号または届出印鑑との一致を確認のうえ取扱いした場合も同様とします。
- (2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開閉その他の取扱いをした場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 前2項において使用される正鍵について、当金庫は確認する義務を負いません。

第12条（貸金庫故障時の取扱い）

停電、故障により貸金庫カードによる貸金庫の開閉ができないときは、貸金庫開閉票に氏名、届出の暗証番号を記入のうえカードとともに当金庫の窓口へ提出してください。

第13条（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第14条（緊急措置）

法令の定めるところにより、貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

第15条（譲渡、転貸等の禁止）

- (1) 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。
- (2) 貸金庫カードならびに正鍵は譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第16条（保証人）

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

第17条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

(令和2年4月1日 2016-322号)